

標章およびマスコット等の使用の手引



キャッフィー



チャッフィー

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

はじめに

この「使用の手引」は、令和7年（2025年）に滋賀県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ」（第79回国民スポーツ大会）および「わた SHIGA 輝く障スポ」（第24回全国障害者スポーツ大会）における標章およびマスコット等の使用に関する基本ルールをまとめたものです。

標章およびマスコット等を使用する場合は、国・地方公共団体等が公共目的で使用する場合を除き、原則として事前に申請が必要です。

デザイン使用のルールや注意事項等に留意し、広く御活用ください。

目次

注意事項	1
使用の手続き	2
公共目的使用	4
商業目的使用	5
デザイン使用のルール	6
Q&A	7

注意事項

使用目的が以下の項目に該当する場合は、使用をお断りすること、または使用許可を取り消すことがありますので、御注意ください。

- ① スポーツおよび大会の品位を傷つけ、または正しい理解の妨げになるとき。
- ② 標章およびマスコット等を正しい使用方法に従って使用しないとき。
- ③ 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用し、または使用するおそれのあるとき。
- ④ 法令、公序良俗に反する、または反するおそれのあるとき。
- ⑤ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、または公認しているような誤解を与え、または与えるおそれのあるとき。
- ⑥ 使用目的が明らかでないとき。
- ⑦ 大会協賛企業の協賛権利を侵害するおそれのあるとき。
- ⑧ その他会長が不相当と認めたとき。

【お問い合わせ先・申請書等提出先】

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会

〒520-0807

滋賀県大津市松本一丁目2番1号（滋賀県大津合同庁舎）

TEL：077-528-3338

FAX：077-528-4832

E-mail：kokusyo-koho@pref.shiga.lg.jp

使用の手続き

使用目的、使用する標章およびマスコット等により、申請手続きは異なります。

■使用目的



【公共目的使用】

- ① 資料または無償で交付される記念品等についての使用であって、スポーツ活動または大会の開催に寄与すると認められるとき。
- ② 出版物についての使用であって、スポーツまたは障害者の社会参加の推進および両大会に関する啓発を目的に使用するものと認められるとき。
- ③ 県委員会からの広報啓発活動への協力依頼に基づき使用するとき。
- ④ スポーツまたは障害者の社会参加推進および両大会に関する報道に使用するとき。
- ⑤ その他会長がスポーツもしくは障害者の社会参加の推進または両大会の開催に寄与すると認めるとき。

【商業目的使用】

商品、景品、広報宣伝等、収益を上げることが目的として作成され、または提供される物品等に使用するとき。

■使用できる標章等と申請先

区分	使用できる標章等	申請先	
		公共目的使用	商業目的使用
国民スポーツ大会マーク		わた SHIGA 輝く 国スポ・障スポ実行委員会	公益財団法人 日本スポーツ協会 ※
国民スポーツ大会を表す文字 (文字標章)	・ 国民スポーツ大会 ・ 国スポ ・ JAPAN GAMES		
わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ ロゴデザイン	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ		
わた SHIGA 輝く国スポ ロゴデザイン	わたSHIGA輝く国スポ		
わた SHIGA 輝く障スポ ロゴデザイン	わたSHIGA輝く障スポ		
スローガン	湖国の感動 未来へつなぐ		
マスコット	(例) 		
全国障害者スポーツ大会 シンボルマーク		手続きをご案内しますのでわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員 会までお問い合わせください。	

※公益財団法人日本スポーツ協会の連絡先

＜商業目的使用＞

JSP0 (公益財団法人日本スポーツ協会) ブランド推進部
マーケティング課 商業(営利)目的_標章使用申請担当者 宛
〒160-0013
東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11 階
E-mail : campaign@japan-sports.or.jp

TEL : 03-6910-5804、FAX : 03-6910-5820

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/> (申請様式掲載 :
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid159.html>) - 2 -

(参考) ＜公共目的使用＞

JSP0 (公益財団法人日本スポーツ協会) 国体推進部
国体課 公共(非営利)目的_標章使用申請担当者 宛
〒160-0013

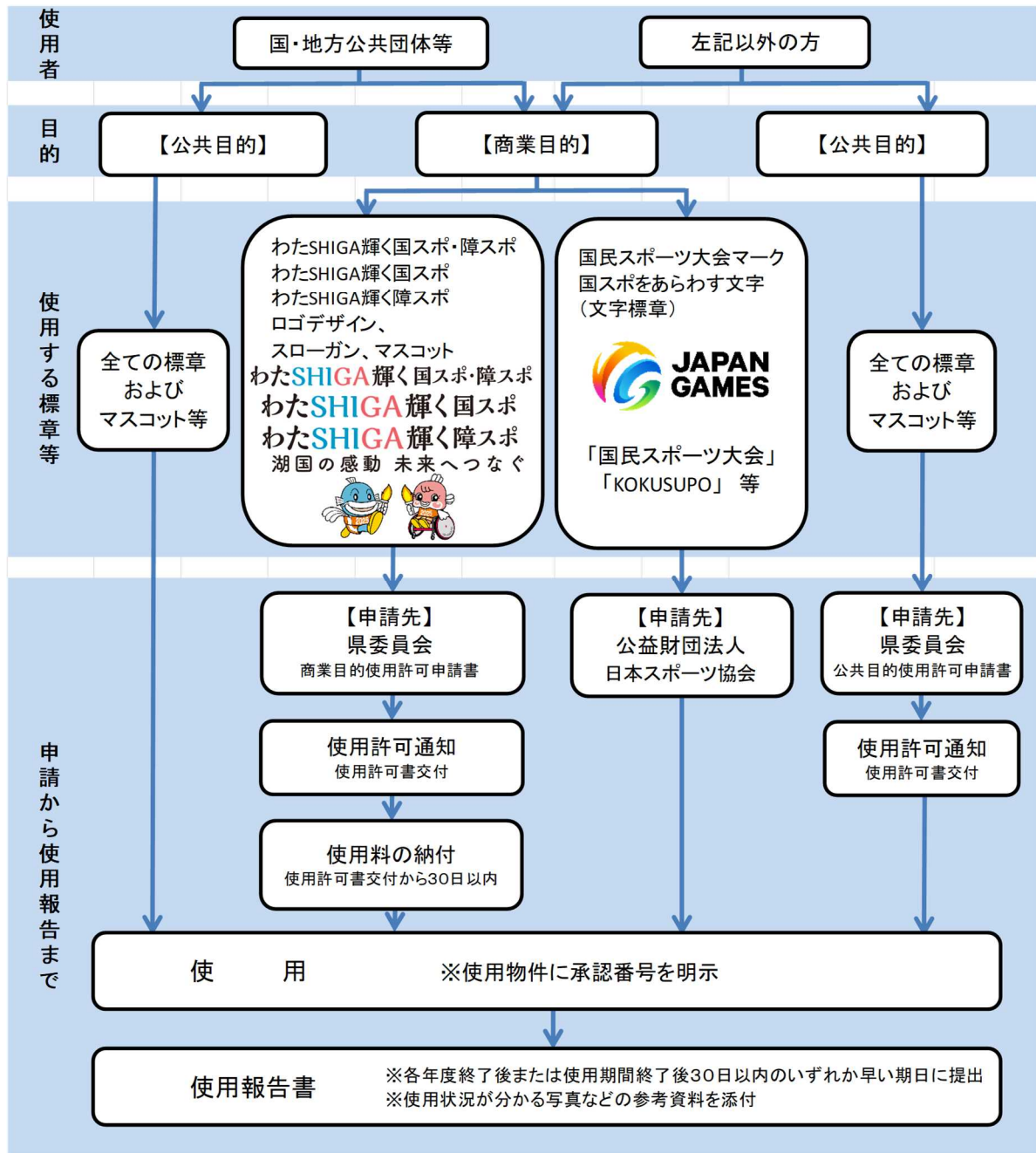
東京都新宿区霞ヶ丘町 4-2 JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 11 階

E-mail : kokutai@japan-sports.or.jp

TEL : 03-6910-5808、FAX : 03-6910-5820

URL : <http://www.japan-sports.or.jp/> (申請様式掲載 :
<https://www.japan-sports.or.jp/about/tabid159.html>)

使用までの流れ



※国・地方公共団体等とは、以下のものをいいます。

- ① 第79回国民スポーツ大会または第24回全国障害者スポーツ大会のために市町が設置する委員会
- ② 国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会、滋賀県内の郡市体育・スポーツ協会およびこれらに加盟する競技団体
- ③ 第79回国民スポーツ大会において公開競技またはデモンストレーションスポーツを実施する団体
- ④ わたSHIGA輝く国スポ・障スポ実行委員会の構成団体
- ⑤ 「児童福祉法」第7条に掲げる児童福祉施設、「学校教育法」第1条に掲げる学校および「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条による認定子ども園
- ⑥ 報道機関
- ⑦ 滋賀県知事または滋賀県教育委員会教育長から後援名義の使用承認を受けた者のうち、滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局またはスポーツ課から後援名義使用承認通知書の交付を受けた者。ただし、後援名義の使用承認を受けた事業に使用する場合に限る。
- ⑧ 県委員会から後援名義使用承認通知書の交付を受けた者が使用するとき。ただし、後援名義の使用承認を受けた事業に使用する場合に限る
- ⑨ その他会長が認める者

公共目的使用

■主な使用例

◆国、市町など

- ◎広報誌に掲載したい
- ◎国スポのPR看板、のぼり旗をつくりたい
- ◎啓発グッズをつくりたい（無償配布するものに限る）

◆スポーツ協会、競技団体など

- ◎スポーツ大会のプログラムや機関紙に掲載したい
- ◎チームのTシャツをつくりたい

◆学校など

- ◎校内行事のプログラムに掲載したい
- ◎運動会の旗にマスコットを入れたい

◆民間企業

- ◎社内報に掲載したい（外部へ配布せず、企業の販売促進につながらないもの）

■使用許可申請について

標章およびマスコット等を公共目的で使用される場合は、あらかじめ、「公共目的使用許可申請書」に必要事項を記入の上、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会へ提出してください。なお、次に該当する場合は申請の必要はありません。

- ① 第 79 回国民スポーツ大会または第 24 回全国障害者スポーツ大会のために市町が設置する委員会が使用するとき
- ② 国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、一般社団法人滋賀県障害者スポーツ協会、滋賀県内の郡市スポーツ協会およびこれらに加盟する競技団体が使用するとき
- ③ 第 79 回国民スポーツ大会において公開競技またはデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき
- ④ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の構成団体が使用するとき
- ⑤ 「児童福祉法」第 7 条に掲げる児童福祉施設、「学校教育法」第 1 条に掲げる学校および「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第 3 条による認定子ども園が使用するとき
- ⑥ 報道機関が報道または広報の目的で使用するとき
- ⑦ 滋賀県知事または滋賀県教育委員会教育長から後援名義の使用承認を受けた者のうち、滋賀県文化スポーツ部国スポ・障スポ大会局またはスポーツ課から後援名義使用承認通知書の交付を受けた者が使用するとき。ただし、後援名義の使用承認を受けた事業に使用する場合に限る
- ⑧ 県委員会から後援名義使用承認通知書の交付を受けた者が使用するとき。ただし、後援名義の使用承認を受けた事業に使用する場合に限る
- ⑨ その他会長が特に認めたとき

■使用報告について

標章およびマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後または使用期間終了後 30 日以内のいずれか早い期日までにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会へ提出してください。

商業目的使用

■主な使用例

- ◎お菓子や飲料などの商品パッケージに印刷したい
- ◎マスコットを使用したTシャツをつくって販売したい
- ◎商品販売促進のための景品に使用したい

■使用許可申請について

標章およびマスコット等を商業目的で使用される場合は、あらかじめ、「商業目的使用許可申請書」に必要事項を記入の上、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会へ提出してください。

■使用料について

- 1 販売を目的とするもの（商品）・・・小売価格（消費税等賦課前）×3%×製造個数
- 2 販売以外を目的とするもの
 - (1) 景品、有償貸出等・・・・・・・・・・製造価格×3%×製造個数
 - (2) 広告宣伝・・・・・・・・・・使用する媒体の広告料×3%
※ただし、自社媒体での展開や自社で配布する等、媒体費用が発生しない場合は、協議により決定
- 3 その他、営利を目的とするもの・・・協議により決定

■使用料の免除について

次に該当する場合は使用料を免除することができます。使用許可申請の際に、「使用料免除申請書」をわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会へ提出してください。

- ① 第79回国民スポーツ大会または第24回全国障害者スポーツ大会のために市町が設置する委員会が使用するとき
- ② 国、地方公共団体、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人滋賀県スポーツ協会、滋賀県障害者スポーツ協会、滋賀県内の郡市体育・スポーツ協会およびこれらに加盟する競技団体が使用するとき
- ③ 第79回国民スポーツ大会において公開競技またはデモンストレーションスポーツを実施する団体が使用するとき
- ④ わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会の構成団体が使用するとき
- ⑤ 「児童福祉法」第7条に掲げる児童福祉施設、「学校教育法」第1条に掲げる学校および「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」第3条による認定子ども園が使用するとき
- ⑥ その他会長が特に認めたとき

■使用報告について

標章およびマスコット等を使用された場合は、使用報告書を各年度終了後または使用期間終了後30日以内のいずれか早い期日までに県委員会へ提出してください。

※様式は公共目的使用の場合と同じです。

デザイン使用のルール

マスコットデザイン等については、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポのイメージを統一した形で皆さんに伝えるため、それぞれの大きさやレイアウト、色には特定の規則性を持たせています。

誤った使い方をすると本来の制作意図から外れ、イメージの混乱を招くおそれがありますので、次の点に注意して使用してください。

- 書体・字間を変えない

~~わたSHIGA輝く国スポ~~ ~~わた SHIGA 輝く国スポ~~

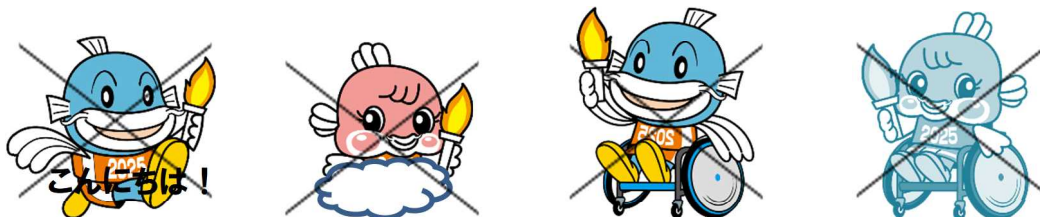
- 書体を分断しない

~~わた  SHIGA  輝く国スポ~~ ~~わたSHIGA
輝く国スポ~~

- 縦横の比率やバランスを変えない

~~わたSHIGA輝く国スポ~~ ~~ ~~
~~わたSHIGA輝く国スポ~~

- 書き加えない、ほかのものを重ねない、取り除かない、反転させない、色を変えない

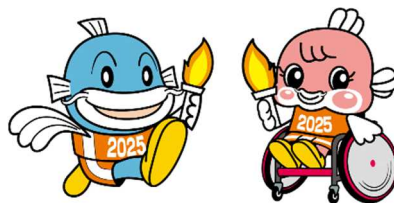


- 誤った組み合わせをしない

~~ 湖国の感動 未来へつなぐ 
わたSHIGA輝く国スポ~~

- キャッピー・チャッピー単体での使用の際は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポのマスコットであることが分かるような表記をお願いします。

表記例



キャッピー

チャッピー

2025 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ

マスコットキャラクター

Q & A

Q1 有志で組んでいるスポーツチームのユニフォーム（販売はしない）にマスコットデザイン等を使用できますか？

A1 公共目的使用許可申請書を提出いただくことにより使用が可能となります。父母会等で応援Tシャツを作る場合にも同様の手続きが必要となります。

Q2 スポーツ活動に直接関係のない媒体で、マスコットデザイン等を使用できますか？

A2 使用者が国スポの機運醸成に寄与したいとの思いで使用される場合には、原則的に媒体に制限はありません。詳細は個別にご相談ください。

Q3 商品カタログや会社案内にマスコットデザイン等を使用してもよいですか？

A3 社外向け（顧客、取引先等）への配布を目的として製作される印刷物に使用する場合は、商業目的使用に該当するため、商業目的使用許可申請書の提出と、使用料「製作費用×3%」を納付していただくことにより使用が可能となります。

Q4 営業用のチラシ、サンプル品等にマスコットデザイン等を使用してもよいですか？

A4 商業目的使用に該当しますが、チラシやサンプル品等の製作だけであれば、使用料の免除を行います。商業目的使用許可申請書と使用料免除申請書を提出いただくことにより使用が可能です。

Q5 受注販売により事前に製造数量を確定することが困難です。申請書にはどのように記入すればよいですか？

A5 申請時点での見込みの数量を記入してください。その数を超えて製造する場合は使用内容変更申請書を提出していただくことになります。